

「労働者協同組合法に関する基礎知識から設立までの流れ」

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 埼玉事業本部 富澤 一樹

設立の流れは大まかに、①発起人を3人以上集める、②必要書面作成…といった8つの工程に分けることができ、これを順にみていきたいと思います。

①発起人を3人以上集める

ではさっそく、8つの工程のうちの1つめ、

① 発起人を3人以上集める

まず、「3人以上の者が発起人となることを」…とある通り、組合は3人から設立することが可能です。しかしそのあとで

「理事の定数は3人以上とし、監事の定数は1人以上とする」

…とある。3人なのか、4人なのか？迷ってしまいそうですが、下に記載がある通り、3人の組合の場合、組合員ではない外部監事が1名必要になる、ということです。

人数要件は他にもありまして、

・4/5 要件／3/4 要件／過半数要件

理事や監事を除く組合員は原則として労働契約を締結しますが、労働契約を締結する組合員が過半数であることというルールです。

現在労働者協同組合は190件以上の設立がされていますが、その多くは組合員が数人の小規模な組合です。ですので、これらの最小設立人数の要件は正しく理解しておく必要があります。

では、組合員が3人、外部監事1人という最小設立人数の組合を表でみるとどうなるかをお示ししたのがこのスライドです。5分の4要件を見ると、4人とも何らかの形で組合の事業に従事している。ただし監事は組合員ではないので、分母にも分子にも含めない。そのため3/3で要件を満たしているという寸法です。

3/4要件はもっと単純で、監事が非組合員ですから、4人のうち3人が組合員、3/4「以上」なのでこの要件を満たしていると分かります。

過半数要件は、代表理事はここでは使用者の立場となるので当然、労働契約は締結しない。監事はそもそも組合員でないので、分母にも分子にもカウントしない。3人のうち2人が労働契約を締結するので2/3、過半数要件を満たしている…ということになります。

「3人から設立することができる」とあるのは、「組合員3名＋組合員でない外部の監事1名」から、今までにお伝えした最小設立人数の要件を満たすことができるからなのです。設立を検討されている方は、この要件を正しく理解していただく必要があります。

ここでは集まった発起人たちで、定款、事業計画書、収支予算を作成します。定款の作成は、法律ができたばかりの2022年ごろに比べれば、モデル定款もできてだいぶ容易になりましたが、法人設立に際して一番大きな障壁になると同時に一番重要な部分になることは変わりありません。すべて話すには時間が足りないですが、3つ覚えておいてほしいことがあります。

定款には、これらが記載されていないと定款そのものが無効になってしまう絶対的記載事項があります。労協法の場合には15項目が定められています。

それから現在、大阪府、岡山県のホームページ上でモデル定款が公開されています。ただし、これをそっくりそのまま真似するということは避けて、組合の実情に即したものを自分たちで調べつつ、作成してください。

定款を作成する際に公証役場での認証が必要ですか、手数料は必要ですかという問合せを多く受けましたが、労協の場合は定款認証という過程が存在しないため手数料も発生しません。

では必要書面に戻しまして…

事業計画と予算は決まった様式はありません。事業計画は自分たちで作成する組合もあれば、インターネット上で適切なテンプレートを探して作る組合もあるようです。

予算も形式が決まっているわけではないですが、当該の年度だけでなく、事業が軌道に乗るまでの期間、作成するべきだと思います。労協は資金調達と言えば基本的に組合員からの出資金が頼みですから、「事業が軌道に乗るまでの間、初期投資としていくら集めなくてはならないか」「そのために出資金は1口いくらに設定するのがよいか」「組合員となる皆は、いくらぐらいまで負担を許容できるだろうか」といった視点が大切になるためです。

それから、この段階では必ずしも役員＝理事・監事を決めていなくても良いのですが、体制や選出方法について検討しておいた方がよいと言えます。

資料に記載のない部分ですが、労協法とモデル定款は「選挙」前提の記載がされていますが、定款で定めることで「選任」とすることも可能です。役員を投票によって決めるのではなく、総会議案の1つとして決めるのが「選任制」で、小規模な組合はこの選任制を定め

ているケースが多くみられます。この方法をとりたい場合には定款にその旨を記載しなくてはなりません。

必要な書類を準備したら創立総会ですが、その前に公告と言って「創立総会を行います」と広く周知しなくてはなりません。

労協の場合は第 29 条で、「事務所の店頭に掲示する方法のほか…」と記載されていますから、すでに事務所が決まっていればその店頭に貼り紙をすることで公告が可能です。

この公告から創立総会まで、2 週間以上期間を置かなくてはなりません。

公告を終えたらいよいよ創立総会です。創立総会では、

- ・定款の承認
- ・事業計画、収支予算の議決
- ・役員の選挙、あるいは選任

…といったことを行います。肝心の議決ですが、

「半数以上が出席して、その議決権の 2/3 以上で決する」…となります。

なお、代表理事はこの創立総会で選出するわけではなく、原則、創立総会後の第 1 回目の「理事会」で、理事の中から代表理事を選定するという流れになります。「理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない」（労協法 42 条）…という記載の通りですね。

第 1 回目の理事会を創立総会と同日に行うのは差し支えなく、代表理事が不在のまま日数が経過していくのは望ましくないですから、実務上、同日に第 1 回目の理事会を行って代表理事を選定することがほとんどではないかと思われます

出資金の払込み

創立総会后、各々の組合員が出資引受書を記入して、出資金を代表理事に渡す、あるいは振り込む。それを受けて代表理事、この時点では代表発起人が出資払込領収書を記入して組合員に渡す、控えは手元に残しておく…というやりとりが発生することになります。この出資引受書と出資払込領収書（控）は、これからお伝えする設立登記申請でも提出を求められます。

（引受書や領収書控えの）フォーマットはどこにあるかという点は、これからお伝えする設立登記のところで触れていきます。

創立総会を終えて必要書類を準備したら、法務局で設立の登記を行います。「組合は

（略）設立の登記をすることによって成立する」とある通り、非常に重要な過程です。出

資金の払込を終えた日から2週間以内にしなければなりません。埼玉県の場合は、さいたま地方法務局になるかと思います。

必要な書類は①～⑧に示したものに加えて、印鑑届という書類も必要になります。

定款、議事録、出資引受書、出資払込領収書（控）は、これまで見てきたものですね。

創立総会と理事会の議事録も必要です。順番が前後してしまいましたが、この議事録に記載すべき事項は労協法施行規則に記載されていますから、議事録を作る際に漏れないように注意が必要です。

そして肝心の設立登記申請書、別紙（登記すべき事項）とか、代表理事の就任承諾書（理事と、代表理事の就任承諾書）これらは法務局のホームページに、「一応の」ひな形があります。

「一応の」と言ったのは、法務局のHPには「労働者協同組合」固有の登記申請書はないため、登記すべき事項がよく似ている、「事業協同組合」の登記申請書を流用して作るように、法務局からアドバイスを受けることが多いからです。残念ですが法律の施行から3年経過しても労協固有の登記申請書はできておりません。事業協同組合の申請書は、法務局のホームページからダウンロードできます。

いくら似ているとはいえ、これをそのまま使用するわけにはいかず、たとえば、事業協同組合は行政庁への認可が必要ですから、「認可書到達の年月日」という項目があります。でも労働者協同組合は届出をして必要な要件を満たせば法人格の取得が認められる、準則主義にあたりますから、この項目は必要ない、ということになります。

その他には、法人印ですね。必ず法人印が必要になるので、この段階までには用意しておかななくてはなりません。

登記すべき事項＝別紙に記載すべき事項…はスライドのア～ケの内容です。実際の登記事項証明書（小さいのですが）を見てみると…名称、主たる事務所、目的…と、別紙に記載する事項がそのまま登記事項証明書に反映されることが分かります。ですから、別紙の記載はとりわけ注意が必要です。

最後に、これは労協に限ってではありませんが、法務局に設立登記に行くと、同時に「印鑑届」の提出を求められます。法人の印鑑を、「これが法人の実印です」と登録するのですが、ここで法人印、代表者印、それから印鑑証明が必要になります。

法務局によって、修正事項の有無によっても変わってきますが、概ね1週間ほどで登記が完了し、さきほど画面で示した全部事項証明書が取得できるようになります。

この登記事項証明書は、この後に行政庁に届出をする際、銀行で通帳を作る際など、あちこちの場面で使用しますから、取得できるようになったら、4部か5部くらい取得しておくと良いでしょう。ただし、取得手数料がかかることにご注意ください。

登録免許税の問合せが多かったのですが、労協の設立登記「等」にかかる登録免許税は非課税と厚生労働省のサイト上に明記されています。

それから冒頭で、定款の公証人役場での認証にかかる手数料も必要ないことをお伝えしましたが、設立にかかる費用としては印鑑や登記簿の取得手数料、交通費といった実費相当額をみておけばよいでしょう。

法務局での設立登記が済めば、もう一息です。

行政庁、労協の場合は都道府県ですから、埼玉県に対して、成立後2週間以内に、届出を行わなくてはなりません。すべての都道府県で労協の担当窓口が決まっていて、埼玉県の場合は「産業労働部雇用・人材戦略課」という部署になります。届出には、

・登記事項証明書／・定款／・役員名簿／・様式第一「労働者協同組合成立届出書」が必要になります。

様式第一「労働者協同組合成立届出書」は埼玉県のホームページに様式があります。ここでは設立届だけでなく、定款や役員の変更届、それから貸借対照表や損益計算書のひな型、使用する勘定科目の参考例など、一通りダウンロードすることができます。設立をお考えの方はぜひご覧ください。

法務局での登記、埼玉県（行政庁）への届出が済んでも、これで終わりではありません。その他に、県税事務所や市町村、税務署に法人設立・設置届出書を提出したり、税務署ならほとんどの場合青色申告の承認申請、労働基準監督署なら労働保険関係成立届などといった具合に提出書類が多くあります。しかしこれらは他の法人格と異なる点はないと言えますから、ここでは割愛いたします。

最後になりますが、「どの法人格が有利か」という質問を多く受けますが、行いたい業種とか、規模によっても異なりますし、何をもって有利と呼ぶか、にもよって変わってきますから、答えは難しいです。ただ、設立にかかる期間、費用、人数が少なく、設立のしやすさの面では、労協はとても優れていると言ってよいでしょう。

地域の「困ったな」という声に対して迅速に対応するために、この組合が選択肢の1つになったら、そこまでいかなくても労協という法人格に興味を持ってくれる方が増えてくれたら、大変うれしく思います。最後までお聞きいただき、ありがとうございました。